

「社会福祉法人が行う契約の取扱いについて」 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">社会福祉法人が行う契約の取扱いについて</p> <p>略</p> <p>1 基本的考え方 略</p> <p>2 各契約締結方法における手続き 法人は、各契約締結方法に応じ、以下により契約手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 一般競争入札（条件付き一般競争入札） 略</p> <p>(2) 指名競争入札</p> <p>ア 合理的な理由から一般競争入札に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合に、指名競争入札によることができるものであるが、指名競争入札とする場合は、必ずその理由を挙げて理事会で審議の上決定すること。</p> <p>なお、指名競争入札によることができる要件は次のとおりであること。</p> <p>① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき</p> <p>② 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるとき</p> <p>③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により総務大臣が定める額（特定調達適用基準額）以上の契約については、一般競争入札に付さなければならないものであること。</p> <p>※ 特定調達適用基準額（令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度の両</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人が行う契約の取扱いについて</p> <p>略</p> <p>1 基本的考え方 略</p> <p>2 各契約締結方法における手続き 法人は、各契約締結方法に応じ、以下により契約手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 一般競争入札（条件付き一般競争入札） 略</p> <p>(2) 指名競争入札</p> <p>ア 合理的な理由から一般競争入札に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合に、指名競争入札によることができるものであるが、指名競争入札とする場合は、必ずその理由を挙げて理事会で審議の上決定すること。</p> <p>なお、指名競争入札によることができる要件は次のとおりであること。</p> <p>① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき</p> <p>② 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であるとき</p> <p>③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により総務大臣が定める額（特定調達適用基準額）以上の契約については、一般競争入札に付さなければならないものであること。</p> <p>※ 特定調達適用基準額（令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度の両</p>

年度に締結される調達契約の基準額)

区 分	額
物品等の調達契約	<u>3千6百万円</u>
特定役務のうち建設工事の調達契約	<u>27億2千万円</u>
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	<u>2億7千万円</u>
特定役務のうち上記以外の調達契約	<u>3千6百万円</u>

イ～ク 略

(3) 随意契約 略

(4) その他 略

3 計算書類等の扱いについて 略

年度に締結される調達契約の基準額)

区 分	額
物品等の調達契約	<u>3千万円</u>
特定役務のうち建設工事の調達契約	<u>23億円</u>
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	<u>2億3千万円</u>
特定役務のうち上記以外の調達契約	<u>3千万円</u>

イ～ク 略

(3) 随意契約 略

(4) その他 略

3 計算書類等の扱いについて 略